

押切自治会館使用規定

第1条（目的）

この規定は押切自治会館規定に基づき押切自治会館（以下「会館」という）の運営の円滑を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（名称及び位置）

会館の名称及び位置は次の通りとする。

名 称 押切自治会館
位 置 市川市押切6番6号

第3条（会館の使用及び使用料金）

会館の使用は押切自治会及び関連団体の公的集会を優先し、公益的な行事、押切住民の親睦と、文化的生活の向上及び共同利益のため利用させることとする。

2．押切自治会の会員が責任者となった場合には、他地区の住民にも利用させることができる。

3．前項の規定により会館を利用しようとする者は、別紙申請書に使用料を添え会長を申し込みをしなければならない。

4．会館内備品の使用に関しても前項と同じ扱いとする。

5．会館等の使用料は別表の通りとする。

第4条（使用の禁止）

会館の使用には、次の各号のいずれかに該当するときには、これを許可しない。

（1）公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

（2）設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（3）未成年のみの使用（但し、押切自治会の役員あるいは関連団体の役員が責任者として直接監督随伴している場合を除く）。

（4）その他管理者が管理上、支障があると認められるとき。

第5条（会館使用料の免除）

会館使用料は次の各号に該当する場合は免除する。

（1）押切自治会が主催する各種行事。

（2）子ども会育成会が行う各種行事。

（3）押切消防団関係の会議。

（4）押切婦人会が行う各種行事。

（5）押切敬老会が行う各種行事。

（6）公共団体等が行う会議。

（7）その他前各号にさだめるものと同様なもので、会長が認めた場合。

第6条（会館使用者の責任）

この会館を使用する者は、利用に際し共通の財産としての保全に務め、いやしくも器物破損、火災盗難等の事故を起こさないよう最大の努力をすることとし、万一事故が発生した場合は、使用の責任者はもとより、使用者が連帯してその損害を弁償し、その責任を負うこととする。なお、使用後は清掃、火の元、戸締まり等を確実にすること。

2．「押切いこいの家」についても、本規定を準用し、通常は押切老人会が運営管理するものとする。

別 表

1 . 会館使用料規定

使用時間	会員	会員外	営業用
午前8時～12時	500円	1500円	2000円
午後1時～5時	500円	1500円	2000円
午前6時～10時	500円	1500円	2000円

2 . 備品貸出料金表（1日1単位当たり料金）

品目	単位	会員	会員外
天幕	1張	500円	1000円
スチールテーブル	1脚	100円	100円
椅子	1脚	50円	50円
机	1脚	100円	100円
座布団	1枚	30円	30円

附 則

- 1 . 本規定は、昭和54年7月1日より施行する。
- 2 . 本規定の一部改正は平成3年4月1日より施行する。